群馬県適正化通信 NO. 52

運転日報の記録徹底について

運転日報については適正化通信No.2でお願いをしたところですが、未だに巡回時の改善 指摘項目のなかで上位を占めています。管理者の方には必ず毎日の日報をチェックしてい ただき、未記録があった場合には運転者に確認をするなど記録の徹底をお願いします。

1. 記録項目

- (1) 運転者の氏名
- (2) 乗務した事業用自動車の自動車登録番号または車番など、当該事業用自動車を 識別できる表示
- (3) 乗務の開始及び終了の地点、日時、主な経過地、乗務距離
- (4) 運転者の交替があった場合は、交替の地点、その日時
- (5) **休憩・睡眠の地点、その日時** (10分未満の休憩については、その記録を省略 して差し支えない。)

休憩:労働時間の途中に与える(労働基準法第34条) 労働時間 ◎6時間超で45分 ◎8時間超で1時間

- (6) 車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上の貨物自動車にあっては、 **貨物の積載状況** (貨物の重量または貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を 可能な限り詳細に記録させること。)
- (7)事故または著しい運行の遅延、その他異常な状態があった場合には、その概要 及び原因
- (8) 運行指示書を必要としない運行から、必要とする運行に変更した場合にはその内容
- ※ 特に記録漏れが多い項目は(3)・(5)・(6)です。
- 2. 支局監査時における指摘事項
 - ・乗務等の記録について、次の事項の記録が不適切であったこと。(記載事項等不備率)
 - ①乗務の開始及び終了の地点及び日時
 - ②休憩又は睡眠をした地点及び日時
 - ③車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車の貨物の積 載状況
- 注:年末年始の繁忙期を迎え事故防止の徹底をお願いします。管理者の方には点呼は事故 防止の最後の砦です。対面点呼によるアルコール検知器の使用、並びに運転者の顔色、 声色等により運転者が安全に乗務できる健康状態か、しっかり確認して下さい。又、寒 い中の早朝深夜の乗務前の日常点検は大変ですが、車両故障による事故を防止するため にも、形式的にならないよう確実な点検実施を指導して下さい。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。 群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関 電話 027-212-8821